

仙台市農業園芸センター再整備事業者評価委員会設置要綱

(平成 27 年 1 月 19 日 市長決裁)

(設置)

第 1 条 本市震災復興計画において掲げた「農と食のフロンティア」の支援拠点施設として、民間活力の導入により再整備することとした仙台市農業園芸センターについて、その民間事業者を選定するにあたり、専門的な見地からの意見を聴取し、公正かつ適正に評価するため、仙台市農業園芸センター再整備事業者評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項に関し、協議するものとする。

(1) 募集要項・評価基準

(2) 応募事業者の評価

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 8 人をもって組織する。

2 委員は、学識経験者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、平成 27 年 1 月 25 日から同年 12 月 31 日までとする。

(委員長)

第 5 条 委員会に委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員長は、必要に応じ、委員会の会議を招集し、その議長となる。

(資料提出その他の協力)

第 7 条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、経済局農林部東部農業復興室において処理する。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 27 年 1 月 25 日から実施する。